財務省令第四十四号

に に 四十六号)及 !伴う関! 関 電 係 法 情 令の 係 報 政 処 令の 規 び 理 定に 電 組 字 整 織 基づき、 備 情 に 及 ょ 報 び経 る税関 処 理 独 過 組 立行 措 手続 織 置 に 政 の特例等に関 に ょ 法 関 る 人通 する 税 関 政 手 関 情 令 続 する法 報処理センター (平成 の 特 例 律の 等 二十年政令第二百十号) に 関 _ 部 す に関する省令の廃 を る 法 改正する法律 律 の 一 部を の 改正 (平成二十年 施 止等に す 行 Ś に 関する省令 法 伴 律 61 法 の 並 律 施 び 第 行

平成二十年六月二十七日

を

次のように定める。

財務大臣 額賀 福志郎

独 立行 政 法 人 通 関 情 報 処 理センター に 関 する省令の廃止 等 に 関 する省令

独 立 行 政 法 人通 関 情 報 処 理 セ ンター に関 する省令の 廃 正

第 条 独 立 行 政 法 人 通 関 情 報 処理セン ター に 関する省令 (平成十五年財務省令第九十七号) ιţ 廃

止する。

電子情 報 処 理 組 織 に よる税関手 続 の 特 例等に 関 する法律 施 行 規 則 の 部 改 正

第二条 電子 情 報 処 理 組 織 に ょ る税 関 手 続 の 特例等に . 関 する法律施行規 則 (昭和五十二年大蔵省令第

三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電 子 情 報 処 理 組 織 に ょ る 輸 出 入等関 过業務 の 処 理等に 関 す る 法 律 施 行 規 則

第 条 中 電 子 情 報 処 理 組 織 に ょ る 税 関 手 続 の 特 例 等に 関 す る 法 律 施 行 令」 を 電 子 情 報 処 理 組

条第一項ただし書」に改める。

織

に

ょ

る

輸

出

Y

等

関

連

業

務

0

処

理

等

に

関

す

る

法

律

施

行

令」

に

第

兀

条

第

項

た

だ

し

書

を

第

第 四 第三 · 条 中 条 中 電 第 子 四 情 条 第二 報 処 理 項 組 を「 織 に ょ 第三条第二 る 税 関 手 続 頂 の 特 に 例 改 等 め に 関 す る 法 律 を

る 輸 出 λ 等 関 連 業 務 の 処 理 等 に 関 す る 法 律」 に \neg 独 立 行 政 法 人 通 関 情 報 処 理 セ ン タ を 輸 出

電

亨

情

報

処

理

組

織

に

ょ

入 港 湾 関 連 情 報 処 理 セ ン タ Ĺ 株 式 会 社 以 下 会社 لح L١ う。 _ に 改 め、 同 条 の 次 に 次 の + 兀

条を加える。

(目的達成業務の認可の申請)

第 五 条 会 社 は 法 第 九 条 第 二項 業 務 の 範 进 等 の 規 定 に ょ 1) そ の 目 的 を 達 成 す る た め に 必 要 な

業 務 を営 む こと の 認 可 を受 け ようとするときは、 次 に 掲 げ る 事 頂 を 記 載 L た 申 請 書 を 財 務 大 臣 に

提出しなければならない。

- 一業務の内容
- 二 業務の開始の時期
- 三 業務の収支の見込み

四 その業務を実施しようとする理由

(新株を引き受ける者の募集の認可の申請)

第 六 条 会 社 ば、 法第十二 条 第 項 株 式 社 債 及 び 借 入 金) の 規 定 に ょ IJ 会 社 法 平 成 + 七 年 法

律 . 第 八十 六号) 第 百 九 十九 条第 項 募 集 事 項 の 決 定) に規 定 す るそ の 発 行 す る 株 式 以 下 新

株」 た 申 という。 請書に . 新 株 を引 を引 うき受け き受け る者 る者 の の 募 募 集 集 に の 関 認 す 可 る 取 を受けようとするときは、 締役会又は株主総会 の 次 議 事 に 掲 録 げ の 写 る U 事 を添 項 を えて、 記 載

財務大臣に提出しなければならない。

一 新株の種類及び数

新 株 の 払 込 金 額 \frown 新 株 株 と引 換 えに 払 61 込 む 金 銭 又は 給 付 ける 金 銭 以 外 の 財 産 の 額 を しり う。

)又はその算定方法

Ξ 金 銭 以 外 の 財 産 を 出 資 の 目 的 とするときは、 そ の 旨 並 び に . 当 該 財 産 の 内 容 及 び 価 額

四 新 株 لح 引 換 え に す る 金 銭 の 払 込 み 又は 前 号 の 財 産 の 給 付 の 期 日 又は そ の 期 間

五 増 加 す る 資 本 金 及び 資 本準 備 金 に 関 す る 事 頂

六 新株を引き受ける者の募集の方法

七 新 株 を 引 き受け る 者 **ത** 募 集 に ょ IJ 取 得 す る 金 額 の 使 途

八 新株を引き受ける者の募集の理由

(募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可の申請)

第 七 条 会 社 は 法 第 十二条第 項 (株: 式 社 債 及 び 借入 金) の 規 定 に より会社法第二百三十 八 条

き受 第 け 項 る 者 募 集 の 募 事 集 項 の の 認 決 定) 可 を 受け に規 ようとするときは、 定する募 集 新 株予 約 次 権 に 以 下 掲 げ る 事 募 集 項 を 新 記 株 載 予 約 U 権 た 申 請 لح ١J 書 う。 に 募 集 新 を 株 引

予 約 権 を 引き受 f る 者 の 募 集 に 関 す る取 締 役 会又は 株主 総 会 の 議 事 録 の 写 L を 添 え て、 財 務 大 臣

に提出しなければならない。

一 募集新株予約権の内容及び数

募 集 新 株 予 約 権 と引 換 え に 金 銭 0 払 込 み を 要 U な ١J こととす

 \equiv 前号 に 規 定 する 場 合以 外 の 場合に Ιţ 募 集 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額 募 集 新 株 予 約 権 個 と引

うる場

合に

は、

そ

の

旨

換 え に 払 61 込 む 金 銭 の 額 をい う。 \cup 又 は そ の 算定 方法

四 募集新株予約権を割り当てる日

五 募 集 新 株 予 約 権 と引 換 え に する 金 銭 の 払 込 み の 期 日 を 定 め るときは そ の 期 \Box

六 募 集 新 株 予 約 権 が 新 株 予 約 権 付 社 債 に 付 さ れ た も の で あ る 場 合に は 次 に 掲 げ る 事 項

1 新 株予 約 権 付 社 債 の 総 額 及 び 各新 株 予 約 権 付 社 債 **(D)** 金 額

新 株 予 約 権 付 社 債 0 利 率 償 還 の 方 法 及 び 期 限 そ の 他 の 発 行 条 件

七 募 集 新 株 予 約 権 を 引き受け る者 の 募 集 の 方 法

八 募 集 新 株 予 約 権 を 引き受け る者 の 募 集 に ょ IJ 取 得 す る 金 額 0 使 途

九 募 集 新 株 予 約 権 を 引き受け る者 の 募 集 の 理 由

募 集 社 債 を 引 き受 け る 者 の 募 集 の 認 可 ഗ 申 請

第

条 は 株 債 及 び

八 募 集 社 会 債 社 に 関 法第 す る 十 二 事 項 条 の 決 定) 第 頂 に 規 定す 式 る 社 募 集 社 債 借 入 以 金 下 の 規 募 集 社 に 債 ょ 1) 会 لح 社 L١ う。 法 第 六 を 七 引 $\overline{+}$ き 受 六 け

定

百

る 者 の 募 集 の 認 可 を 受 け ょ うとするときは、 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 申 請 書 に 募 集 社 債 を 引 き

受 け る 者 の 募 集 に 関 す る 取 締 役 会 又は 株 主 総 会 の 議 事 録 の 写 L を 添 え て、 財 務 大 臣 に 提 出 L な け

れ ば な 5 な L١

募 集 社 債 の 総 額 及 び 各 募 集 社 債 の 金 額

募 集 社 債 の 利 率 償 還 の 方 法 及 び 期 限 そ の 他 の 発 行 条 件

 \equiv 募 集 社 債 を 引 き 受 け る 者 の 募 集 0 方 法

兀 募 集 社 債 を 引 き 受 け る 者 の 募 集 に ょ 1) 取 得 す る 金 額 の 使 途

五 募 集 社 債 を 引 き 受 け る 者 の 募 集 0 理 由

株 式交 換 に 際 し て の 株 式 の 発 行 **(D)** 認 可 **の** 申 請

第 九 条 会 社 は 法 第 十二条 第 項 株 式 社 債 及 び 借 λ 金 の 規 定 に ょ 1) 株 式 交 換 に 際 し て の 株

式 の 発 行 の 認 可 を受け ようとするときは 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 申 請 書 に 株 式 交 換 に 際 し 7

の 株 式 の 発 行 に . 関 する取締役会又は株主総会の 議 事 録 の写しを添えて、 財務大臣に提出し なけ れ

ばならない。

株 式 交換 を す る 株 式 会社 以下「 株式交換完全子会社」という。 の 商号及 び 住 所

株式 交換 に 際 U て発行 U ようとする株 式 の 種 類 及 び種類ごとの数又は その 数 の 算 定 方 法 並 び

に会社の資本金及び準備金の額に関する事項

Ξ 株式 交換完全子会社の株主 (会社を除く。 以下同じ。)に対する株式の割当てに関する事項

四 株式交換がその効力を生ずる日

五 株式交換に際して株式を発行しようとする理由

株 式交: 換に 際 して の社 債 の 発 行 の 認 可 の 申 請

第十条 会社は、 法第十二条第一 項 (株式、 社債及び借入金)の規定 に より株式交換に 際 L て の 社

債 の 発 行 の 認 可 を受けようとするときは、 次に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 申 請 書 に 株 式 交 換 に 際 L て

の 社 債 の 発 行 に 関 する取締役会又は 株 主 総 会 の 議 事 録 の 写 U を 添え て、 財 務 大 臣 に 提 出 L な け れ

ばならない。

株式交換完全子会社の商号及び住所

株式 交換 に 際し て発行しようとする社債の 種 類及び種類ごとの各社債 の 金 額 の 合計額 又は そ

の算定方法

Ξ 株 式 交換 完 全子会社 の 株主に対する社 債 の 割当 て に 関 す る 項

兀 株 式 交換 が そ の 効 力 を 生 ず る日

五 株 式 交換 に 際 L て 社 債 を発 行 U ようとする 理 由

株 式交 換 に 際 し て の 新 株 予 約 権 の 発 行 の 認 可 の 申 請

第 十 条 会 社 は、 法第十二条第 項 株 式 社 債 及び借 入金) の 規 定 に ょ ij 株 式交換 に

際

て

の

新 株 予 約 権 の 発 行 の 認可 を受け ようとするときは、 次に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 申 請 書 に 株 式 交 換

に 際 L て の 新 株 予 約 権 の 発 行 に 関 す る取 締 役会又は 株主 総 会 の 議 事 録 の 写 L を 添 え て、 財 務 大

に 提 出 L な け れ ば な 5 な 61

株 式 交 換 完 全 子 · 会 社 の 商号及び 住 所

株式 交換 に 際 L て発行 しようとする新 株子 ,約権 の 内 |容及び 数又は そ の 算 定 方 法

 \equiv 株式 交 換 に 際 L 7 発 行 L ようとする 新 株 予 約 権 が 新 株予 約 権 付 社 債 に 付 さ れ た も の で あ る 場

合 に は 新 株 予 約 権 付 社 債 の 種 類 及 び 種 類ごとの 各 新 株 予 約 権 付 社 債 の 金 額 の 合 計 額 又 は そ ഗ

算 定 方 法

兀 株 式 交換 完 全子会社 の 株 主に対 する新 株 予 約 権 の 割 当て に 関 す る 事 頂

五 株 式 交換 に 際 L て 株 式 交換 完 全子 · 会 社 の 新 株 予 約 権 の 新 株 予 約 権 者 に 対 L て 当 該 新 株 予 約 権

に 代 わ る 会社 の 新 株 予 約 権 を交付するときは、 当 該 新 株予 約 権 に つ L١ て の 次に 掲 げ る 事 頂

1 会 社 の 新 株予 約 権 の 交付 を受ける 株式交換完全子会社 の新株予約 容 権 の 新 株 予 約 権 者 の 有 す

る 新 株予 約 権 以 下 株 式 交換 契 約 新 株 予 約 権 لح ١J う。 の 内

株 式 交 換 契 約 新 株予 約 権 の 新 株予 約 権 者 に 対 L 7 交付 す 、る会社 の 新 株予 約 権 の 内 容 及 び 数

又 は そ の 算 定 方 法

八 株 式 交 換 契 約 新 株予 約 権 が新 株子約 権 付 社 債 に 付され た新株予約 権 で あ るときは、 会 社 が

当 該 新株 予 約 権 付 社 債 に っ L١ て の 社 債 に 係 る 債 務 を 承 継 する旨並 びに その 承 継 に 係 る 社 債

の

種 類 及 び 種 類ごと の 各社 債 の 金 額 の 合 計 額 又 は そ の 算 定 方 法

六 前号 に 規 定 す る 場 合 に ιţ 株 式 交 換 契 約 新 株 予 約 権 の 新 株 予 約 権 者 に 対 す る 同号 の 会 社 の 新

株 予 約 権 の 割 当て に 関 す る 事 頂

七 株 式 交換 が そ の 効 力を 生ずる日

八 株式 交 換 に 際 L 7 新 株 予 約 権 を 発 行 U ようとす る 理 由

新 株 予 約 権 の 行 使 に ょ 1) 株 式 を発 行 L た 旨 の 届 出

第十二 条 会社: は 法第十二条第 項 株 式 社 債 及び借 入金) の 規 定 に ょ IJ 株 式 を 発 行 た旨

届 け 出ようとするときは、 次に 掲げ る 事 項 を記 載 U た 届 出 書 を 財 務 大臣に 提出 しなけ れ ば ならな

l,

新 株 予 約 権 につき、 法第十二条 第 項 の 認 可 を受 f た日

新 株予 約 権 の行 使 に ょ IJ 発 行 L た 株 式 の 種 類 及 び 数

 \equiv 新 株予 約 権 の 行 使 に 際 し て 払 込 み を z れ た 金 額

兀 新 株 予 約 権 の 行 使 に ょ 1) 株 式 を 発 行 L た

日

(資金借入れの認可の申請)

第十三条 会社 は 法第十二条第 項 株 式 社 債 及び借 入金) の 規 定 に ょ IJ 資 金 の 借 入 れ の 認 可

を受 け ようとするときは、 次に 揭 げ る事 項 を記 載 し た 申 請書 を 財務大臣に 提出 U な け れ ば ならな

l,

一借入金の額

二借入先

 \equiv 借 入 金 の 利 率、 償 還 の 方法 及び 期限 そ の他 の借 入条件

四 借入金の使途

五 借入れの理由

代 表 取 締 役 等 の 選 定 等 の 決 議 の 認 可 の 申 請

第十四条 会社 は 法第 十三 条 代 表 取 締 役等の 選 定 等 の 決 議 の 規 定 に ょ IJ 代 表 取 締役若. U くは

代 は 表 次に 執 行 掲 役 げ の 選 る 定 事 又 項 を は 記 監 載 查 L 役 た の 申 選 請 任 書 若 に しく 選 定 は 又 監 は 查 選 委 任 員 に の 関 選 す 定 る の 取 決 締 議 役 の 会又は 認 可 を 受 株主 け 総 ようとする 会 の議 事 لح 録 の

写し 及び選定しようとする代表取締役若しくは代表 執行役又は選任しようとする監査役若 しくは

選 定 しようとする監 查委員 の 履 歴 書 を添えて、 財務 大臣 に 提出 L な け れば なら な しし

し 選定しようとする代 ようとする監 查 委員 の 表 氏名及び 取 締 役若 しく 住 所 は 代表 執行 役又 は 選 任 しようとする監 查役若. しく

は

定

前号に規定する 者が会社と利 害 関 係 を有するときは、 そ の 明 細

 \equiv 選定又は選 任 の 理 由

2 主 を は < 総 解 代 は 会 表執 社 会 職 監 ば 查 の 議 行役又は 委 又は 法 事 員 第 録 の 解任 十三 解 の 写 解 職 任 条 U しようとする理 の を添えて、 しようとする監査役若しくは 決 の 議 規 定 の 認 に ょ 可 を IJ 財 由 受け 代 務 [を記載. 大臣 表 取 ようとするときは、 締 に 役若し 提 U た申 出 L 解職 くは 請 な け 書 代 れ に しようとする監査 ば 表 解 職 執 な 解 又は 5 職 行 な 役 L **l** , 解 ょ の 任 うとする 解 に 職 委員 関 又 は す る の 代 監 取 氏名及び 表 查 締役会又は 取 役 締 の 役 解 そ 若 任 の 若し < 株 者

事 業 計 画 の 認 可 の 申 請

第十五 するときは、 条 会社 事 は、 業計 法 第十四 画 電 子情 [条 第 報 項 処 理 前 組 段 織 事 の **業** 利 計 用 料 画) 金 の の 種類 規定 に 及 び ょ 額 IJ 事 を含む。 業 計 画 次 の 項 認 に 可 を受けようと お 61 て

を 会 記 社 は 載 L 法 た 第 申 請 十四四 書 . 条 に 第 資 金 項 計 後 画 段 書 の 及 規 び 収 定 に 支 計 ょ IJ 画 事 書 業 を 添え 計 画 の変更 て、 財 務 の 認 大 臣 可 を受け に 提 出 L ようとするときは な け れ ば な 5 な ιį

2

変 更 計 こ 画 の 場 書 しようとする事 合に 又 は 収 お 支 61 て、 計 画 変 書 項 更 及 の が び 変 前 変 更 更 を 項 伴うと の の 規 理 由 定 きは、 を に ょ 記 IJ 載 当 当 し 該 該 た 事 申 変 業 更 請 計 後 書 を の 画 当 財 の 認 務 該 大 書 可 臣 を 類 申 に を 請 提 添 す 出 え ると な L け な き け れ に ば れ な 添 ば 5 付 な 5 な し た な 61 資 金

(定款の変更の決議の認可の申請)

第 十 す け · 六 条 る ようとするときは、 株 主 会社 総 会 は の 議 法 事 第 録 变 更 $\dot{+}$ の 写 六 条 第 U L ようとする を 添 項 え て、 定 事 款 財 務 項 の 変更等) 大 及 び 臣 変更 に 提 の 出 の 理 規 U な 由 定 け を に 記 ょ れ ij 載 ば 定 な L 款 5 た な 申 の 請 变 61 書 更 の に 決 定 款 議 の の 変 認 更 可 を に 関 受

剰 余 金 の 配 当 そ の 他 の 剰 余 金 の 処 分 の 決 議 の 認 可 の 申 請

第 十 す 0 の る 七 処 配 当 取 分 条 そ 締 会 社 役 損 **の** 会 失 他 又 は の の は 剰 処 理 株 法 余 第 を 主 金 除く。 十六 総 の 会 処 . 条 第 分 の 議 の の 内 事 決 録 訳 項 を 議 の 写 記 定 の 款 認 L 載 を 可 L の を受け た 变 添 更等 申 え 請 て、 \smile 書 ようとするときは の 財 に 務 剰 規 定 大 余 臣 に 金 ょ に の 提 IJ 配 出 当 剰 そ 余 し な 剰 金 の け 余 他 の 金 配 れ の 当 ば 剰 **の** そ 総 な 余 の 5 金 額 な 他 の 及 処 び L١ **の** 分 剰 剰 余 に 余 関 金 金

合併、 分 割 又 は 解 散 の 決 議 の 認 可 **の** 申 請

第 十 て 認 は 八 可 条 を 受 第 会社: け 号、 ようとするときは、 は 第四号及び第五 法 第 十六 . 条 第 号 次 に 項 に 規 掲 げ 定 定 す 款 る る 事 の 变 事 項 項 更 等 解 に 限 散 \smile の る。 の 規 決 定 議 に を の 記 認 ょ IJ 載 可 合併、 を受 L た け 申 請 分 ようとす 割 書 又は を 財 務 る 解 場 合 散 大臣 の に 決 に 提 あ 議 出 つ の

しなければならない。

合併 の 場 合 に あ つては、 合併 後 存続する法 人又は合併に ょ ij 設 立 する 法 人 の 名称 及 び 住 所

分 割 の 場 合に あつ て は 分割 に ょ IJ 事 業 を 承 継 す る 法 人又は分割 に ょ IJ 設 立 す る法 人の 名 称 及

所

び 住 所 解 散 の 場 合に あ つて は 清 算 人 の 氏 名及 び 住

二 合併又は分割の方法及び条件

 \equiv 合併 又は 分 割 に 反 対 し た 株 主 が あ るときは、 その者の氏名又は名称及び住所並 び に その者 の

所有する株式の種類及び数

四 合併、分割又は解散の時期

五 合併、分割又は解散の理由

2

前 項 の 申 . 請 書 に は 次に 掲 げ る 書 類 解 散 の 決 議 の 認 可 を受け ようとする場合にあつては、 第

号 の 書 類 に 限 る。 を 添 え な け れ ば な 5 な L١

合併 分 割 又 は 解 散 に 関 す る 株 主 総 会 の 議 事 録 の 写

合併契約 又 は 新 設 分 割 計 画 若 L < は 吸 収 分 割 契 約 に お しし て 定 め た 事 項 を記 載 L た

類

 \equiv 合併 又は 分 割 の 主 要 な 条件 の 決 定 に 関 す る 説 明 書

兀 合併 契 約 の 締 結 又 は 新 設 分 割 計 画 の 作 成 だ若しく: は 吸 収 分 割 契約 の 締 結 の 時 に お け る会社 の 資

産 負 債 そ の 他 の 財 産 の 状 況 の 説 明 書

五 合併 後 存 続 す る 法 人若 U < は 合併 に ょ ij 設 立 す る法 人又は 分 割 に ょ IJ 事 業 を承 継 す る法 若

しくは分割により設立する法人の定款

税 関 職 員 の 身 分 を 示 す 証 票 等 の 書 式 に 関 す る 省 令 の 部 改 正

第 Ξ 条 税 関 職 員 の 身 分 を 示 す 証 票 等 の 書 式 に 関 する省 令 昭 和 \mp 九 年 大 蔵 省 令 第 六 十四四 の

部を次のように改正する。

独 立 行 政 法 人 通 則 法 平 成 +年 法 律第百三号)第六十四条 第二 項 同 · 条 第 項 の 規 定 に ょ 1)

独 立 行 政 法 人 通 関 情 報 処 理 セ ンタ ı に 対 U て立 λ 検 查 ー を す る場 合 に 限 る。 _ を 電 子 情 報 処 理

織 に ょ る 輸 出 λ 等 関 連 業 務 0 処 理 等 に 関 す る 法 律 昭 和 五十二年 法 律 第 五 + ·四号) 第二十 条 第 頂

」に改める。

関税法施行規則の一部改正)

第 匹 関 税 法 施 行 規 則 昭 和 四 干 年 大 蔵 省 令 第 五 干 五 号) の 部 を 次 の ょ う に 改 正

第 四 条 の 第 号 中 事 務 所 そ の 他 の 事 業 場 に 設 置 さ ñ る λ 出 力 装 置 _ を 使 用 に 係 る 電 子 計

機 λ 出 力装置 を 含む。 以 下 この 号 に お 11 て 同 ڕۨ _ に _ 独 立 行 政 法 人 通 関 情 報 処 理 セ ター

を 輸 出 入 港 湾 関 連 情 報 処 理 セ ン タ ĺ 株 式 会社」 に _ 事 務 所 に 設 置 さ れ る λ 出 力 浅置 を

使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に _ 電 子 情 報 処 理 組 織 に ょ る 税 関 手 続 の 特 例 等 に 関 す る 法 律 を 電

情 報 処 理 組 織 に ょ る 輸 出 λ 等 関 連 業 務 の 処 理 等 に 関 す る 法 律」 に 改 め る。

組

(通関業法施行規則の一部改正)

第 五 通 関 業 法 施 行 規 則 昭 和 四 干二 年大蔵省令第五十号)の 部 i を 次 の ように 改 正 する。

第二 条 第 項 第 五号 中 _ 電 子 情 報 処 理 組 織 に ょ る 税 関 手 続 の 特 例 **等** に . 関 す る 法 律」 を 電 子 情 報

処 理 組 織 に ょ る 輸 出 λ 等 関 連 業 務 の 処 理 等 に 関 す る 法 律」 に 改 め る。

電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 U て 処 理 す る場 合に お け る 玉 税 等 の 徴 収 関 係 事 務 等 の 取 扱 61 の 特 例 に 関

する省令の一部改正)

第六条 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 L て 処 理 す る 場 合に お け る 玉 税 等 の 徴 収 関 係 事 務 等 の 取 扱 61 の 特 例

に 関 す る省 令 平 成三 年 大 蔵 省令 第 五 $\overline{+}$ 应 号 の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る。

第 条 第 二項 第 二号中「 電 子情 報 処 理 組 織 に ょ る 税 関 手 続 の 特 例 等 に 関 す る法 律」 を 電 子 情 報

処 ı 理 **ഗ** 組 使 織 用 に に 係 ょ る る 電 輸 子計 出入等関 算 機」 連 業務 を「 輸 の 出 処 理 入 等に 港 湾 関 関 す る法 連 情 律」 報 処 に 理 セ ンター _ 独 立 行 株 政 式 法 会 社 人通 の 使 関 情 用 に 報 係 処 理 る 電 セ 子 ン 計 タ

算 機 λ 出 力装 置 を 含む。 以 下こ) の 号 に お 61 て 同 ڕۨ _ に 改 め、 入出力装置 を 含 む を

削 ij 第 七条 第 五 出 項 力装置とを」 に 後段とし て を 次のように _ 電 子計 算 加 機 どを」 える。 に 改 める。

こ の 場 合に お 61 て、 日 本 銀 行 代理 店 は 領 収 証 書 を 納 者 に 交付 するこ لح を 要 L な しし

第 七 条 第 五 項 第 二号中 _ 第 八 条 に 規 定 す . る を \neg 第 八 条 各号 に 掲げ る に 改 め る。

税 関 関 係 法 **令** に 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 紨 の 利 用 に 関 する省 **令** の 部 改

第 七 税 関 関 係 法 令 に 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る省 令 平 成 + 五 年 財

務省令第七号)の一部を次のように改正する。

第 条 中 第 兀 条 第 項 の 下 に 電 亨 情 報 処 理 組 織 に ょ る 輸 出 入 等 関 連 業 務 の 処 理 等 に 関 す

る 法 律 昭 和 五 十二年 法 律第 五十四号) 第三 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 適 用 され る場 合を含 む

を

 \neg 場 合に つ 61 て は の 下に ¬ , 他 の 法 令に 別 段 の 定 め が あ る場 合を除 き を 加 え る。

第二 条 第 項 第 二号 を 同 項 第三号とし、 同 項 第 号 を 同 項 第二 号とし、 同 頂 に 第 号とし て 次 の

一号を加える。

処

理

組

織

電

子

情

報

処

理

組

織

に

ょ

る

輸

出

λ

(等関

連

業務

の

処

理

等

に

関

す

る

法

律

第

 \equiv

条

第

項

の

規

電 子 情 報 処 理 組 織 情 報 通 信 技 紨 利 用 法 第三 条 第 項 又 は 第 四 条 第 項 に 規 定 す る 電 子 情 報

定 に ょ 1) 当 該 電 子 情 報 処 理 組 織 لح み な さ れ る 同 法 第二 条 第 号に 規 定 す る 電 子 情 報 処 理 組 織

以 下 み な し 電 子 情 報 処 理 組 織 لح 61 う。 を 含む。 を L١ う。

第三 条 中 電 子 情 報 処 理 組 織 の 下 に み な L 電子 情 報 処 理 組 織 を 除く。 以 下 同 ゙゙゙じ を 加

え、同条に次の一項を加える。

2 用 さ 電 れ 子 る 情 情 報 報 処 通 理 信 組 技 織 紨 に 利 ょ 用 る 輸 法 第 出 λ 条 等 第 関 連 業 項 及 務 び の 税 処 関 理 関 等 係 に 関 法 令 す る の 規 法 定 律 第三 に ょ 条 1) み 第 な 項 L 電 0 子 規 情 定 報 に 処 ょ 理 1) 組 適

等 織 に を 関 使 す 用 る 法 て 律 行 施 わ 行 せ 令 ることがで 昭 和 五 十 二 きる 申 年 請 政 令第二 等 は 百二十号) 電 子 情 報 処 別 理 表 組 織 に 掲 に げ ょ る る 申 輸 請 出 等 λ とす 等 関 連 務 の 処 理

条 五 十 え、 を 施 る 方 加 第 行 第 を 第 第 应 法 七 六 え 同 規 電 号) 項 条 に 条 項 則 子 項 中 限 第 第 中 次 情 ಠ್ಠ 昭 号 条 報 を 項 の 和 場 入 中 下 中 五 力 合 に 処 ᆫ <u>+</u> 定 理 に 電 \neg め 子 電 次 の 組 \neg を の 条 年 下 下 織 情 子 加 る の _ に定 に に 規 報 情 え、 大 に を 定 処 蔵 _ _ ょ 報 省 又 め る に 理 処 同 る 令 は 次 輸 項 ょ 同 組 理 第 条 方 条 出 電 織 第 1) 組 法 三十 第 第 子 入 適 織 に 等 関 号 情 用 ょ に 中「 号) の 号 号 さ 報 る ょ 連 れ 輸 る 下 処 に に 第 掲 業 出 税 場 に 理 る 掲 務 合 情 関 げ げ 兀 組 λ \neg 等 報 手 条 織 る る の 第 二 方 関 通 続 の に 処 の に 法 理 下 規 ょ 信 連 0 号に <u>ا</u>ت 改 等 業 る に 技 特 定 め、 に 輸 紨 _ ょ 務 例 に 関 利 等 掲 出 1) ょ の 次号 げ 関 す る 用 処 に 同 λ る 理 関 等 条 法 る 通 税 法 第 に 等 場 第 等 関 関 す 律 掲 合 を \equiv に る 士 連 を 条 げ 業 項 第 関 識 納 法 中 兀 第 る 除 別 す 律 務 付 条 場 き、 す 符 る 0 合 第 項 法 号 た る 昭 処 を だ 場 律 和 理 同 **ത** 除 合 項 等 五 条 を 使 † _ **<** に 加 に 第 用 に 関 限 に え、 改 年 改 め 号 を す の ᆫ 下 法 に め る 加 に 掲 法 律 を え 同 げ る 同 第 加 律 頂 第

算 番 号 機 第 そ か 八 5 条 の 中 他 関 の 税 納 税 等 関 付 情 0 0 使 報 納 用 を 付 手 入 に 力 続 係 U に る て 利 電 子 用 納 計 で 付 き 算 る 機 す る ح も 電 方 の 法 لح 気 通 L を 信 て 金 \neg 次 線 融 機 を の 各号 通 関 じ が 提 に て 掲 通 供 げ b 信 でき る方 たプ る 法 グ 機 能 ラ に 改 厶 を 備 め、 を え 用 た 同 61 条 電 て 納 子 に 次 計 付

次

第

号

に

掲

げ

る

方

法

に

ょ

1)

関

税

等

を

納

付

す

る

とき、

又

は

を

加

え

る。

の 各号· を 加 える。

等 使 用 税 の 関 納 に 付 係 又は 手 る 電 続 輸 子計 出 に λ 利 用 算 港湾 機 で き لح る 関 電 も 気 連 の 情 通 ۲ 報 信 L 処 理 て 線 セ 金 を 融 通 ンター じ 機 関 て 株 が 通 提 式 信 会社 供 で きる し たプ (次号に 機 能 ログラ を お 備 厶 ١J え を た て 用 電 会 社」 子 61 計 て 算 納 ح 付 機 から、 ١J 番号そ う。 関 の の 他 税

子 口 前 計 座 条 算 番 号、 第一 機 か 当 項 5 該 第二 電 気 届 出 号の規 通 を 信 回 L た 定に 線 者 を が ょ 通 る じ 納 て当該 届出 付 す を ベ 金 き L 関 た 融 機 税 者があらかじ 関 等 に 0 送 額 付 そ さ の れ め会社及び 他 の 納 か く 付 情 金 当 報 融 該 が 機 納 会 付 社 関 に 情 の 対 報 使 L に 用 通 基 に ブ 知 係 る し 雷 た

第 九 条第 座 振 二 項 替 に を 次 の 納 付 ように す 改め 方 る。

П

ょ

1)

る

の

納

付

情

報

を

λ

力して、

納

付

す

る方法

2 等 織 用 に を さ 電 関 子 使 れ 情 す 用 る る L 情 報 法 て行うことがで 報 処 律 通 理 施行 信 組 技 織 令第一 術 に 利 ょ 用 る 条 第 きる 輸 法 第 出 処 四 λ 項 等 分 条 通 第 第二号イからホ 関 知 連 等 項 業 は 及 務 び の 電 税 処 子 関 理 まで 情 関 等 報 係 に に 処 法 関 掲げ 理 令 す る 組 の る教 織 規 法 に 定 律 汞 第三 ょ に る ょ 条 通 輸 1) 知 出 み 第 又は λ な 等 項 し 諾否の応答とす 関 電 の 連 子 規 業 情 定 務 報 に 処 ょ 0 処 理 1) 理 組 適

第九 条 第 項 を 削 る

る。

第 + 条 中 第三条」 を「、 第三条 第 項 に _ 前 条」 を「 前 条第 項 に 改 め、 情 報 通 信

技 術 利 用 法 第三 条第一 項又は 第四 [条第 項 に規定す Ś を 削 る。

附 則

施 行 期 日

省令は、

第 条 こ の 平成二十年十月一 日 から施行する。

独 立 行 政 法 人 通 関 情 報 処 理 セ ン ター に 関 する省令の 廃 止 に 伴う経 過 措 置

第 二

電 子

情

報

処

理

組

織

に

ょ

る

税

関

手

続

の

特

例

等

に

関

す

る

法

律

の

部

を

改

正

す

る

法

律

0

施

行

に

伴

う

関 係 政 令 の 整 備 及 び 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 平 成 二十年政 令第二百十 号) 第 + 五 条 の 規 定 に ょ 1) 独

立 行 政 法 人 通 則 法 平 · 成 十 一 年 法 律第百三号)第三十二条 から第三十四条 ま での 規 定 を 準用 す る 場

合に お しし て は 第 条 の規定 に ょ る廃 止 前 の独 立行政: 法人 通 関 情 報 処 理 セ ン ター に 関 す る省令 (以

の 条 に お 61 て 旧 省 令」 ح 11 う。 \bigcup 第 五 条 から第-七条 ま で の 規 定 は、 な お そ の 効 力 を有 す ಠ್ಠ

こ の 場 合に お しし て、 旧 省 一 令 第 五条 及 び 第 七 条 中 \neg セン ター _ とあ る の は、 _ 輸 出 λ 港 湾 , 関 連 情 報

処 理 セ ンタ ĺ 株 式 会社」 とする。

玉 税 収 納 金 整 理 資 金 事 務 取 扱 規 則 の 部改正)

第三 条 玉 税 収 納 金 整 理 資 金 事 務 取 扱 規 則 (昭 和二十九年大蔵省令第三十九号) の 一 部を次のように

改 正 す る。

の特例等に関する法律施行規 第十二条、 第十六条第一 項、 則 第十七条及び第六十条第二 を「 電子情報処 理組織に 項中「 よる輸出入等関連業務 電子情報処 理組 織による税関手続 の処理等に関する

法律施行規則」に改める。